

# 甲賀市補助金の適正化に関する指針

平成21年7月

甲 賀 市

<目次>

1 趣旨	2
2 現状と課題	2
(1) 現状	
(2) 課題	
(3) 補助金の種別	
3 整理合理化の視点	4
(1) 基本的な視点	
(2) 評価の視点	
4 適正化の方向性	5
(1) 既存補助金の見直しの方向性	
(2) 適正化のための方策	
5 補助金の交付と見直しに関する基準	7
(1) 補助金交付(見直し)要領	
(2) 補助金制度の公表	
<b>【別記1】 補助金交付(見直し)要領</b>	<b>8</b>

## 甲賀市補助金の整理・適正化に関する指針

### 1 趣旨

行政運営における補助金は、これまで地方自治法第232条の2の規定に基づき、政策的な判断のもと、多様化する市民ニーズに対応するための一つの手法として交付してきたところです。

しかし、当初の設置目的や方法を踏襲し、継続して交付してきた補助金は、社会経済情勢が激変する中、現在の市民ニーズとの乖離が生じている可能性があります。また、進展する地方分権と厳しい財政状況の中で、地方自治体が独自色を発揮して行政運営を行っていくためには、限られた経営資源を効果的かつ効率的に運用していく必要があります。

こうした背景のもと、本市が平成18年6月に策定した「甲賀市行政改革大綱」に基づき、固定化しつつある補助金を定期的に見直し、時代の変化に対応しながら、限られた資源を有効に再配分することを目的として、その方向性を示す指針を定めるものです。

### 2 現状と課題

#### (1) 現状

本市では、平成21年度当初予算で 217件、約 1,531,769千円の補助金（負担金、交付金除く。単発的な補助金も含んだ額）が計上されており、各種団体への補助金から市民個人への補助金まで、さまざまなものがまちづくり等に活用されています。

#### ■補助金の状況(平成21年度当初予算)

(単位:千円)

大 区 分			小 区 分		
	件数	金額		件数	金額
国・県制度対象補助金	53	552,255			
団体補助	31	407,263	事業費補助金	15	77,681
			運営費補助金	10	80,626
			利子補給金	2	237,619
			その他補助金	4	11,337
個人(法人)補助	22	144,992	事業費補助金	14	26,787
			運営費補助金	5	89,358
			利子補給金	1	2,280
			その他補助金	2	26,567

市単独補助金	164	979,514			
団体補助	139	895,292	事業費補助金	51	158,680
			運営費補助金	74	241,990
			利子補給金	10	90,052
			その他補助金	4	404,570
個人(法人)補助	25	84,222	事業費補助金	11	10,412
			運営費補助金	2	19,303
			利子補給金	2	120
			その他補助金	10	54,387

## (2) 課題

補助金は、行政上の目的を持ったお金であり、これまで市の施策を展開する中で行政の補完的な役割を果たしてきており、その効果的な活用により地域活性化や産業振興などの公共課題の解決にも有効な手段となってきました。しかし、その一方で、以下のような課題もあるため、今後、財政事情が厳しさを増す中で、補助金総額の縮減を図るとともに、このような問題を解決していく必要があります。

### ① 交付根拠の不透明さ

補助金は公益上必要なものとして交付しているが、統一した交付基準がないため交付主体による判断がまちまちで、判断根拠が不透明になりがちです。

### ② 補助金の長期化・既得権化

補助金は、社会情勢の変化に伴い、その目的や内容について随時見直しが行われるべきであるが、一度補助メニューができる则それらの見直しがなされにくく、長期化・既得権化しがちであります。

### ③ 交付団体の自立の阻害

団体運営補助については、団体が補助金へ依存し、自らの手で自主的に運営を行うことが阻害されているおそれがあります。

### ④ 補助を受けている団体、地域等の調整

合併後、旧町の制度を継続している補助もあり、同種の団体、地域等によって補助の偏在がみられ、公平性を欠く面があります。

今後、財政事情が厳しさを増す中で、補助金総額の縮減を図るとともに、下記に留意しながら、このような問題を解決していく必要があります。

- ・ 行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等の精査
- ・ 要綱等における交付目的等の明確化、交付基準の適正化による補助金の安易な交付の抑制
- ・ 補助期間の終期設定による補助金の固定化及び既得権化の抑制
- ・ 補助金交付状況の市民への積極的な情報開示

### (3) 補助金の種別

現在本市が交付している補助金について、便宜上その性格を整理すると下記のとおりとなります。

#### ① 事業費補助

団体等が行う特定の事業に対してその事業の公益性を市が認識し、当該事業を推進・奨励するために事業費の一部あるいは全部を補助金として支出するもの。従って補助金の用途はその事業に限定されます。

#### ② 運営費補助

ある団体等の行う事業に公益性があると市が認識し、その団体を経済的に支援するために補助金を支出するもの。従って、補助金の用途は特定事業に限定されていません。

#### ③ 元利補給補助

団体、市民等の借入金に係る元利に対する補助。

#### ④ その他補助

事業費補助、運営費補助、利子補給金以外の補助。

## 3 整理合理化の視点

### (1) 基本的な視点

補助金の適正化を行うにあたっては、まず、補助制度の本来の趣旨を十分踏まえ、市が補助する必要があるのかという、公益性の確保の視点から検討を行う必要があります。

これに加え、制度間や合併に伴う不均衡な補助金等は、是正や既得権化を無くすといった公平性の確保を図るとともに、厳しい財政状況の中で限られた財源の有効かつ効率的な活用を図ることを視野に入れるものとします。

### (2) 評価の視点

既存の補助金については、基本的に次の判断基準から調査及び基礎審査を実施(ヒヤリングを含む。)し、補助金の行革本部や外部評価等の決定に基づき、見直しを進めることとします。

< 既存補助金整理合理化にかかる判断基準 >

#### ① 公平性・公正性

- ・ 目的及び対象が公正で、法令等の定めに反していないか
- ・ 市の区域を越えていないか
- ・ 特定の地域、個人又は団体に対して特権的な利益に供するものでないか

#### ② 公益性・効果性

- ・ 公益性が認められる事業又は団体等であるか
- ・ 事業の目的が、市の施策として積極的に推進するものであるか

- ・ 市民の福祉向上等事業効果が認められるか
- ・ 形式的又は慣例的な補助でないか
- ③ 有効性・将来性
  - ・ 自立が認められる団体又は目的が達成された事業でないか
  - ・ 市が行っている他の事業又は補助制度で補完(類似)するものはないか
  - ・ 社会情勢から見て、住民ニーズに適したものか
  - ・ 補助制度を続けることによって、更なる効果の拡大が期待できるか
  - ・ 零細補助金となっていないか
- ④ 明確性・妥当性
  - ・ 補助率及び補助金額は他の制度等と比較して適正に設定されているか
  - ・ 国・県補助金等の義務負担分以外の継ぎ足しがなされていないか
  - ・ 団体等の会計に占める補助金の割合が、団体の自主性・自立性を損なうものでないか
  - ・ 補助団体等において、多額の余剰金、積立金を有していないか
  - ・ 補助団体から他の団体へ迂回助成されていないか
  - ・ 補助団体等における会計処理(会計監査等)が適切になされているか
  - ・ 補助の対象となった経費に、不適切なものが含まれていないか

#### 4. 適正化の方向性

##### (1) 既存補助金の見直しの方向性

適正化の対象となる全ての既存補助金について、公平性や公益性、有効性、妥当性等の検証を行い、次に掲げる方向性を検討します。

- ① 廃止
 

公益性や有効性が低く、廃止すべきもの。
- ② 統合
 

国、県及び市に同様の補助があり、有効かつ効率的な執行を図る観点から統合すべきもの。
- ③ 縮小・改善
 

経費負担のあり方の妥当性や公平性が乏しく、交付額や対象の見直し、あるいは規模の縮小をすべきもの。
- ④ 継続・拡充
 

公益性、有効性の観点から、今後も継続、あるいは現状より補助対象や規模を更に充実・強化すべきもの。

##### (2) 適正化のための方策

(1)の見直しの結果、廃止とならなかった補助金及び新たに創設する補助金については、次の適正化のための方策を行います。

#### ① 補助と委託の明確化

「補助」とは、民間主体の公益活動を公金の支出によって促進させるものであり、他方「委託」とは、本来行政が行うべき事業の実施を契約によって民間主体に委ねるものです。したがって、前者の場合は、成果は事業主体(民間)に帰属するが、後者の場合は、委託者(市)に帰属するものであります。

このことから、その交付目的が補助金よりも事務・事業の委託的な要素が強いと考えられるものについては、委託に変更していきます。

#### ② 補助金の交付金化

事務の委託であり、かつ報償的な要素の強い補助金のうち、次の基準の全てを満たすものは交付金化することとし、当該団体等が受けていた補助金の執行に係る裁量権を高めるものとします。

- ・ 法令又は条例、規則等により団体又は組合等に対して交付しているもの。
- ・ 本来、市が行う事務を団体又は組合等に委託しているもので、当該事務処理の報償として支出しているもの。
- ・ 交付金額が、原則として定額であるもの。

#### ③ 運営補助の事業費補助への移行

補助とは、本来、事業目的の達成のために行われるべきであり、その事業の公益性や必要性、有効性を持って初めて、その補助金の適正な評価を行うことができます。このような観点から、団体等への運営費的な補助金は、原則として事業費補助への移行を目指します。

ただし、現実には、補助無しでは運営が困難な団体等も存在することから、その団体の公益上の必要性が高い場合に限り、費用負担の妥当性を検証した上で、引き続き運営補助を行うものとしますが、市の平成21年度予算編成方針においては、予算規模を一般財源ベースで4.2%の削減を設定したことから、この方針に基づき、原則として、当該団体の事務経費等について、同様の削減をおこなっていくものとします。

また、団体の設立時などの初期段階において運営基盤が脆弱である場合の団体への補助を新たに行う場合は、3年以内の終期を定めるものとします。

#### ④ 補助基準の適正化と明確化

補助対象経費や補助率等の補助基準が、他の制度との均衡を損ねているものについては、公平性の観点から見直すとともに、「予算の範囲内」など不明確な補助率等を設定しているものや、補助対象経費が不明確なものについては、補助の有効利用促進の観点から、明確な基準を設定することとします。

#### ⑤ サンセット方式の導入

長期にわたる補助による既得権化等の様々な弊害を防ぐ観点から、また社会経済情勢の変化への対応を考慮して、制度の公益性や必要性、有効性についての見直しを図る観点から、全ての既存補助金について、原則として3年度までとする終期を定めるサンセット方式を導入します。

#### ⑥ 公募型補助制度への移行

時代の変化に伴う市民ニーズの多様化が進む中、地域における市民活動への助成要望が増えつつあり、本市においても市民との協働の推進に向け、パートナーとして自らが主体的に取り組む市民活動に対して「甲賀市市民活動支援補助金」を創設していますが、既存補助金の性質に応じて公募型補助金への転換の検討をおこなっていきます。

### 5 補助金の交付と見直しに関する基準

先に述べたとおり、現在の補助金の採択には、全庁共通の客観的な基準がなく、その統一性が担保されているとは言えない状況であり、今後の本市の補助金制度をあるべき姿としていくために、以下の基準と方針に基づいた補助金制度の運用を行うものとします。

#### (1) 補助金交付(見直し)要領【別記1】

地方自治法では、地方公共団体は、公益上必要がある場合において補助することができることになっています。公益上必要があるかどうかの判断は、十分かつ客観的に妥当性があるものでなければなりません。この視点に基づき、多種多様な補助金について公平性を確保し補助金を交付(審査)するための基準や予算の単年度主義の原則に基づき、補助金についても年度単位で予算化する必要があるため、毎年度この要領に基づき審査決定していきます。

#### (2) 補助金制度の公表

補助金制度の透明性を確保し、事業効果の客観性を担保していくため、補助金の現状について市民への公表を行っていきます。

## 補助金交付(見直し)要領

### 1 見直しの対象

この要領に基づき見直しの対象とする補助金は、甲賀市補助金等交付に関する規則(平成16年甲賀市規則第34号)第2条第1項に掲げるもののうち、負担金及び国の補助金交付要項等(以下「要項等」という。)で定める負担率に相当する市補助金を除く全ての補助金、助成金、奨励金、補給金及び給付金(以下「補助金等」という。)とする。

### 2 補助金の分類

補助金は、次の区分に再分類し、交付する目的等を明確にする。

#### ① 「事業費補助金」

ア 義務的事業補助金(法令、条例等又は国や県の補助制度に基づくもの)

- a) ハード事業
- b) ソフト事業

イ 市単独補助金

- a) ハード事業
- b) ソフト事業

#### ② 「運営費補助金」

ア 義務的事業補助金(法令、条例等又は国や県の補助制度に基づくもの)

イ 市単独補助金

- a) 奨励団体(市が主体的、奨励的に設立した団体)
- b) その他の団体

#### ③ 「元利補給補助金」

ア 義務的事業補助金(法令、条例等又は国や県の補助制度に基づくもの)

イ 市単独補助金

- a) 奨励団体(市が主体的、奨励的に設立した団体)
- b) その他の団体

#### ④ 「その他補助金」

ア 義務的事業補助金(法令、条例等又は国や県の補助制度に基づくもの)

イ 市単独補助金

- a) 奨励団体(市が主体的、奨励的に設立した団体)
- b) その他の団体

### 3 基本的な考え方

既存補助金整理合理化にかかる判断基準の「公平性・公正性」、「公益性・効果性」、「有効性・将来性」の観点から全ての補助金等をゼロベースから見直し、廃止、整理統合、縮小及び補助率の引き下げ等を積極的に行うものとする。

なお、補助金の適正化の方向性を検討するにあたっては、公平公正な審査を行うため、外部による審査を一部取り入れていくものとする。

- ① 市の区域を越えた事業又は団体等に対するものは、原則廃止とすること。
- ② 合併に伴う重複又は不均衡な補助金等は、年次を設定し早急に統合又は終期を設定すること。
- ③ 類似団体の補助金等については統合を推進するとともに、5万円未満の零細補助金等については、原則として統合又は廃止とすること。
- ④ 補助対象事業費又は団体運営費に占める補助金等の割合が10パーセント未満のものは、原則廃止とすること。
- ⑤ 私的団体の運営補助は、事業に対する補助に転換し、用途を明確にすること。
- ⑥ 団体経費の60パーセント以上が運営経費である団体への補助は、減額又は廃止とすること。
- ⑦ 事業内容を検証し、行政がその責任において保護奨励すべきものと、各種団体等が主体的自立的に行うものとの区分を明確にして、補助目的に合致しているか検証すること。
- ⑧ 補助額の上限や終期の設定及び補助率を見直し、補助金の適正化を図ること。
- ⑨ 交付については、補助が長期間にわたる場合の既得権化などの弊害を防ぎ適切な見直しを行うため、原則として終期を設定するとともに、期間は最長3年とすること。

また、国や県の制度による補助は、原則その制度の終了をもって市の補助を終了する。

### 4 補助基準の明確化

補助金等の適正な執行を図るため、補助金の交付にあたっては、「補助額の適正化」、「補助対象外経費の明確化」等について慎重な審査・検討を行ったうえで、縮小・改善を図っていくものとする。

- ① 補助額の適正化
  - ア 国庫補助や県費補助を伴う事業に係る市の補助は、合理的理由がない限り上乗せ補助は行わない。
  - イ 団体等の決算において繰越金及び基金積立の合計額が補助金の一定割合を超えている場合は、補助額を調整する。
  - ウ 個人を対象とする補助金については、市税の納付状況や所得要件等による交付の制限を必要に応じて設定する。
  - エ 団体運営補助金は、原則として対象運営経費の2分の1以内とする。

オ 事業費補助金は、原則として対象事業費の2分の1以内とする。

カ 個人に対する補助金等は、原則として対象事業費の3分の1以内とする。

② 補助対象外経費の明確化

補助対象経費を団体等の「活動事業費」に限定し、以下の経費は原則として対象外とする。

ア 会議費や事務費、施設管理費等の本来団体等の自己財源で賄う経費。

イ 宿泊を伴う視察や慰労的な研修の経費。

ウ 交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費等補助事業と直接関係しない団体運営に係る経費。

エ 他の団体等へ行う迂回助成部分。

オ その他社会一般通念上、公金でまかなうことがふさわしくないもの。